「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に対する本学の対応

2024年4月

総合研究機構／研究課

説明内容について

1. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に対する本学の対応
2. 不正の基礎知識と研究費不正の事例
   （文部科学省作成　研究者向けコンテンツ資料より抜粋）
3. 公的研究費に係る不正事例
   （研究機関におけるコンプライアンス教育用）

※2.3.文科省公表資料より

はじめに
近年の公的研究費をめぐる国の動向

- H19.2　文科省:「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」制定
- H22　　文科省:「体制整備等の自己評価チェックリスト」制定
- H23.9　文科省:各大学への預け金・プール金の有無の一斉調査指示
- H25.5　参議院本会議:「大学等研究機関の公的研究費に係る不適正な会計処理について」警告議決
- H25.5　文科省:「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」設置
- H26.2　文科省:「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」改正

↓

- **R3.2　文科省:「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」改正　【以下、ガイドライン】**

1　ガイドラインに対する本学の対応
ガイドラインの目次

はじめに
第1節 機関内の責任体系の明確化
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備
第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
第4節 研究費の適正な運営・管理活動
第5節 情報発信・共有化の推進
第6節 モニタリングの在り方

第7節　文部科学省による研究機関に対するモニタリング等及び文部科学省、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方
第8節　文部科学省、配分機関による競争的資金制度における不正への対応

1　ガイドラインに対する本学の対応
第1節 機関内の責任体系の明確化

ガイドラインでは、機関が競争的資金等の運営・管理を適正に行うために権限責任の体系を明確化することが求められています。

・本学の責任体制は「日本福祉大学における公的研究費の取扱いに係る不正防止に関する規程」において、以下のとおり定めています。

最高管理責任者	学長
統括管理責任者	副学長（研究）
研究倫理教育責任者	総合研究機構長
部局の長	本学の各学部、大学院の各研究科及び総合研究機構に属する研究所・研究センター、事務局の長

1　ガイドラインに対する本学の対応
第2節　適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

（1）ルールの明確化・統一化

ガイドラインでは、各研究機関における公的研究費等に係る事務処理手続きに関するルールの明確化かつ統一的な運用を図ることが求められています。

- 「日本福祉大学公的研究費取扱いマニュアル」の作成
- 学内説明会の開催等によるルールの周知・徹底
- 本学ホームページにおけるルールの周知

1　ガイドラインに対する本学の対応
第2節　適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

（2）職務権限の明確化

ガイドラインでは、各研究機関における公的研究費等に係る事務処理に関する構成員の権限と責任を明確に定めて理解を共有することが求められています。

- 一定金額の範囲で研究者による発注権限を認めています。

1　ガイドラインに対する本学の対応
第2節　適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

（3）関係者の意識の向上

ガイドラインでは、機関に対して不正を防止するための取組として行動規範の策定、コンプライアンス教育の実施、構成員からの誓約書等の徴収が求められています。

- 「日本福祉大学研究倫理指針」
- コンプライアンス教育、説明会の実施
- 誓約書の徴収（教職員、取引業者）
- コンプライアンス推進責任者による啓発活動の実施

1　ガイドラインに対する本学の対応
第2節　適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

（4）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

ガイドラインでは、機関に対して告発等を受け付ける窓口の設置、および告発者保護の徹底が求められています。

●「日本福祉大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」では、研究活動上の不正行為に関する相談・通報が学内外から寄せられた場合の取扱いについて定めています。

●告発及び相談窓口：研究課　研究不正相談窓口

●公的研究費等の事務処理・手続きに関する相談窓口
　：各キャンパス研究支援担当窓口

1　ガイドラインに対する本学の対応

第3節　不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

（5）不正防止計画の策定

ガイドラインでは、不正を発生させる要因を体系的に整理・評価し、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定することが求められています。

- 公的研究費に係わる不正行為防止にあたっては、総合研究支援室を所管機関として、関連諸機関との連携のもとで不正防止に取り組みます。
- 「日本福祉大学公的研究費不正防止計画」
- 不正を発生させるリスクを軽減させるため、適宜ルールの見直しを行っています。

1　ガイドラインに対する本学の対応
第4節　研究費の適正な運営・管理活動

- 発注段階で支出財源の特定が行えるような書式を使用。
- 一定の取引実績（回数、金額等）のある業者からの誓約書の徴収。
- 発注・検収業務や非常勤雇用者（アルバイト）の勤務状況管理確認等の雇用管理業務は、原則として事務局が実施。
- 研究者による発注は、一定金額以下で、明確なルールを定めた上で運用。
- 換金性の高い物品（5万円以上の消耗品及び5万円未満のパソコン等）は、事務局による台帳管理。
- 研究者の出張計画の実施状況等を事務局が確認。

等の対応を行っています。

1　ガイドラインに対する本学の対応
第5節　情報発信・共有化の推進

（6）情報の伝達を確保する体制構築

ガイドラインでは、公的研究費の使用等に関するルール等について、機関内外からの相談を受ける窓口の設置とともに、各機関の取り組みについて外部への公表を求めています。

- 公的研究費等の事務処理・手続きに関する相談窓口
  ：各キャンパス研究担当窓口
- 本学研究活動ホームページでの情報発信

  http://www.n-fukushi.ac.jp/research/management/

1　ガイドラインに対する本学の対応
第6節　モニタリングの在り方

（7）モニタリング体制の整備

ガイドラインでは、不正の発生を0にすることを目指し、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備することが重要であるとされています。

- 毎年度総務課による内部監査を実施しています。
- 公的研究費等の研究課題数のうち概ね10%を対象とし「通常監査」、通常監査を行う研究課題のうち概ね10%以上を対象とした「特別監査」を実施しています。
- 重点的にサンプルを抽出して、抜き打ちなどを含めた「リスクアプローチ監査」を実施しています。

公的研究費等の事務処理・手続きに関する相談窓口

美　浜：研究課（研究本館1F）

半　田：研究課（研究棟2F）

東　海：東海事務室（1F）

名古屋：研究課（北館7F）

MAIL：kaken@ml.n-fukushi.ac.jp

http://www.n-fukushi.ac.jp/research/management/

研究活動に係る不正行為等相談窓口

研究不正相談窓口

日本福祉大学　研究課

MAIL：ethics@ml.n-fukushi.ac.jp

URL：http://www.n-fukushi.ac.jp/research/management/madoguchi/index.html

２　不正の基礎知識と研究費不正の事例

（文部科学省作成　研究者向けコンテンツ資料より抜粋）

3-1. 不正発生のメカニズム

米国の犯罪学者であるクレッシー教授は、不正は「動機」「機会」「正当化」の三要素が全て揃ったときに発生すると説明しています。

不正を働いた「動機」

「動機」とは不正を実際に行う際の心理的なきっかけを指します。

例えば、他人と共有できない金銭的な問題や業績ノルマ達成に対するプレッシャーなどが挙げられます。

不正の実行を可能にした「機会」

「機会」とは不正を行おうとすれば可能な環境が存在する状態を指します。

例えば、担当者が本来分掌して行なうべき複数の重要な業務を長期間に渡って一人で行なったり、権限や業務分掌を逸脱できる状況、それらに対して必要なけん制・チェック機能が働かない状況などです。

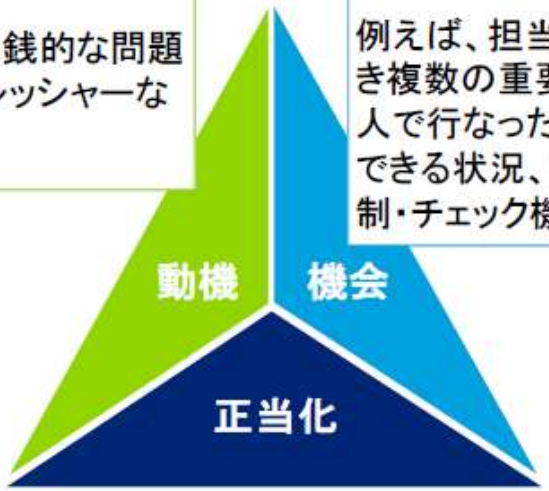

自らの行為を容認する「正当化」

これは不正の実行を思いとどまらせるような倫理観等の欠如を指します。

完璧な管理体制の構築は不可能である以上、個人の倫理観は不正予防に重要であるといえます。

2　不正の基礎知識と研究費不正の事例

（文部科学省作成　研究者向けコンテンツ資料より抜粋）

3-2 不正使用の種別

不正使用	具体的事例	不正使用	具体的事例
預け金	・納入業者と結託し、架空の発注を行い、支払われた経費を業者に管理させ、他の物品等の納品、支払いに充てる。 ・業者による納品物の持ち帰り等により検収をすり抜けて、その資金を預け金とする。	カラ謝金（給与）	・実態として研究補助者を雇用していないにも関わらず、謝金や給与を支出し、研究補助者から当該謝金や給与を返還させる。 ・研究補助者に実態より多い労働時間を出勤簿に記入させ、それと実態の差額を研究補助者から返還させる。
プール金	・架空の備品等の発注を行い、支払われた研究資金を納入業者から研究者に還元させ、そのお金を研究室、個人などで管理し、他の目的に流用する。 ・カラ出張やカラ謝金（給与）により捻出する。	目的外使用	・研究目的に関係がない物品等を購入し、目的外に使用する。研究目的に沿っているが研究に使用せず、私的に使用する場合も含まれる。
カラ出張	・出張がない、出張をキャンセルしたにもかかわらず、出張申告、報告書を提出して旅費を受領する。 ・日程が短くなったが、変更手続きをせず、当初計画どおりとして、報告書を提出して旅費の差額を受領する。 ・事務手続きの窓口が異なる複数の予算で、同じ日程の出張手続きを行い、重複受給を行う。 ・正規の航空料金で購入して、その請求書で手続きを行い、一方で、航空券をキャンセルし、格安な航空券を購入して、差額を受給する。	換金	・換金性の高い電子機器等を購入し、売却して現金化する。 ・物品確認の際、他の物品等で代用して発覚を逃れる。
		書類の書換え（差換え、品替え、品転）	・業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させる。または、虚偽の検収を行って、支払いさせる。 ・正規な書類の内容を偽造する。
		期ずれ	・納品日を故意に偽った納品書を業者に作成させ、研究費から支払い手続きを行う（昨年度に発注、納品させていたが、今年度に手続きしたことにする。来年度に手続きをするとして、今年度に納品だけさせる、等）。

20

２　不正の基礎知識と研究費不正の事例

（文部科学省作成　研究者向けコンテンツ資料より抜粋）

3-3. 事例紹介①架空発注と預け金による不正

架空発注により業者に預け金を行う行為は不正使用に該当します。
適切な発注・検収を行うことで、不正使用を発見・防止できます。

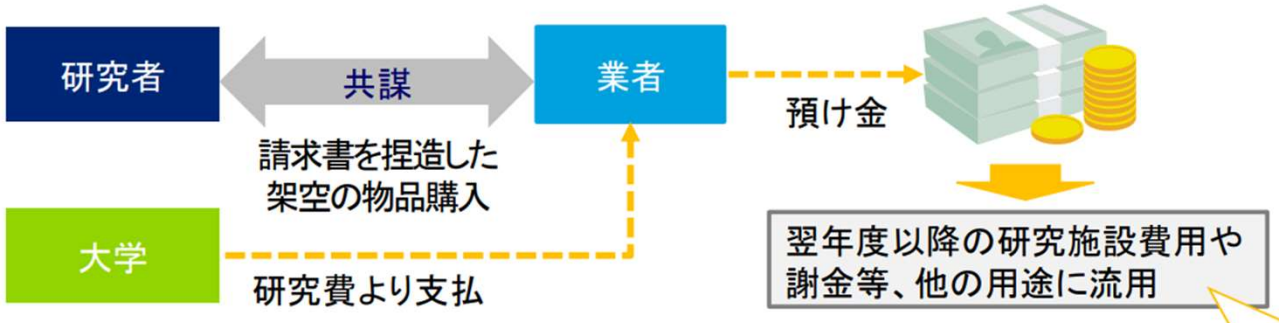

私的流用の有無に関わらず、不正使用に該当します！

不正発生の要因分析

- 使用用途、使用年度に関らず、研究費を自由に使用したかった（動機）
- 発注から検収までを研究者自らが行うシステム（機会）
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如（正当化）

対応策

- 事務部門及び検収センターなどにおいて発注～納品検収を行う。
- 納品物品の確認（納品書と納品物品の現物照合等）を徹底する。
- 繰越制度の周知、コンプライアンス教育の実施

その他の（例）

- 検収センターなどにおける納品物品へのマーキング
- 資産管理対象物品のシリアル番号による管理

重要なポイント

繰越事由に合致し繰越制度を適切に利用すれば不正など行わなくとも翌年度使用は可能であった。

21

２　不正の基礎知識と研究費不正の事例

（文部科学省作成　研究者向けコンテンツ資料より抜粋）

3-4. 事例紹介②架空人件費（謝金）による不正

研究協力者に支払う給与について、実際より多い作業時間を出勤簿に記入して請求することは不正使用に該当します。

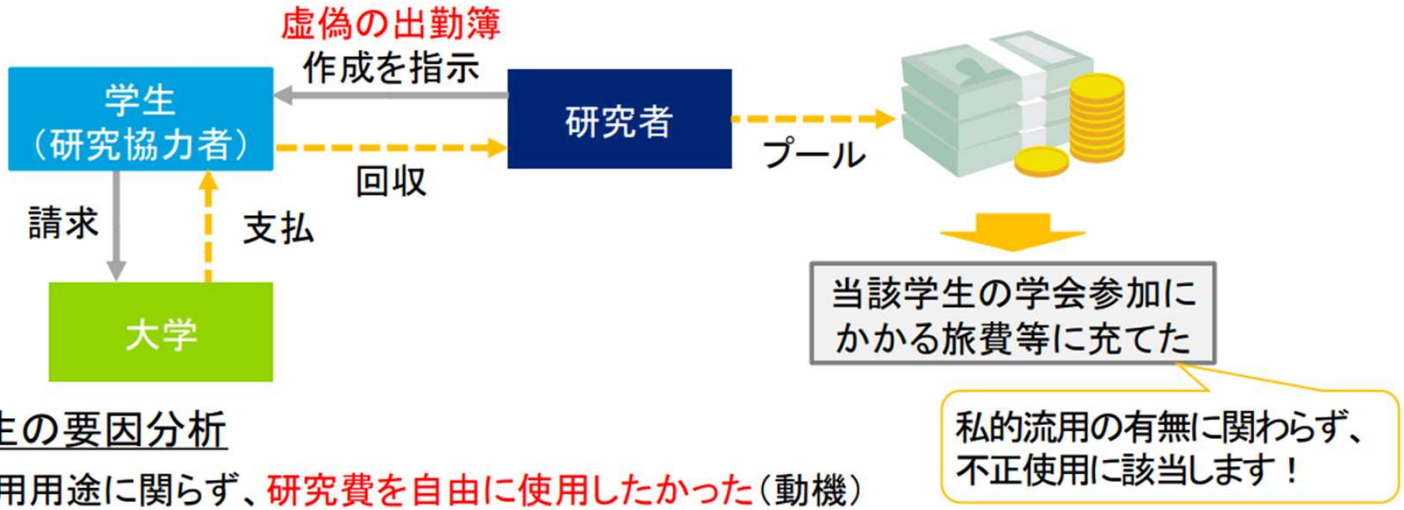

不正発生の要因分析

- 使用用途に関らず、研究費を自由に使用したかった（動機）
- 勤怠管理が研究室任せで、事務部門が勤務実態を把握していない（機会）
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如（正当化）

対応策

- 業務実施者に対する業務内容・期間・単価等の説明を事務部門から行う
- 抜き打ち調査による勤務実態の確認
- 出勤簿を事務室内に設置することにより事務職員の牽制又は勤怠管理システムの導入
- 学生（研究協力者）に対するコンプライアンス教育の実施

２　不正の基礎知識と研究費不正の事例

（文部科学省作成　研究者向けコンテンツ資料より抜粋）

3-5. 事例紹介③架空旅費交通費による不正

実際に要した金額以上の経費を申請することは水増し請求であり、不正使用に該当します。

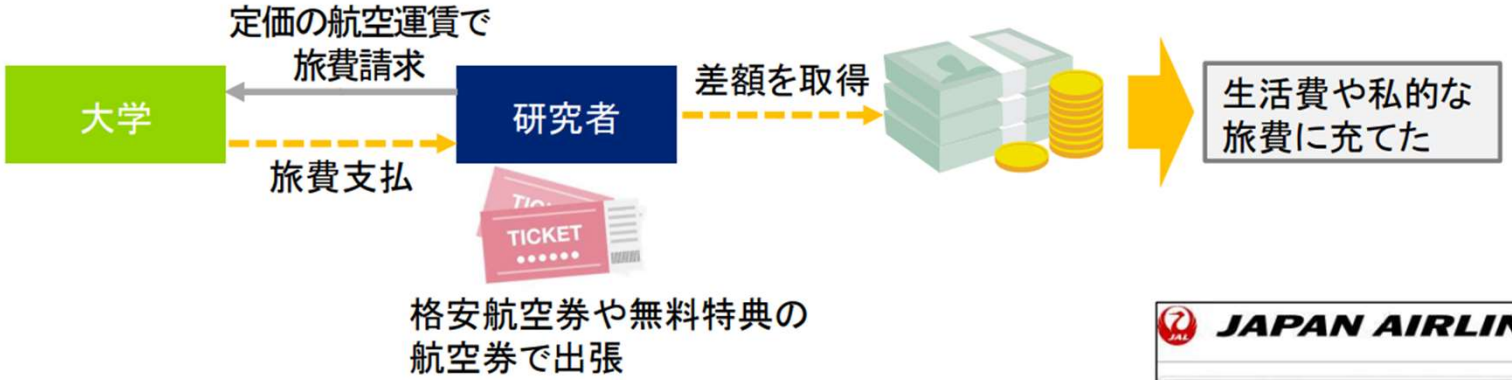

不正発生の要因分析

- 研究費を私的目的で使用したかった（動機）
- 出張が申請どおりに行われたかどうかのチェック体制の不備（機会）
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如（正当化）

対応策

- 出張報告書による旅行完了の証明（宿泊先や打合せ相手の記入）
- 証拠書類による旅行実態の証明（学会の参加費領収書・会議開催通知等）
- 支払い時の確認（航空機利用：搭乗券の運賃種別コードのチェック）
- 宿泊先や相手先への抜き打ち確認

JAPAN AIRLIN

運賃種別コード一覧　Q&A

運賃種別コードとは、ご搭乗券の右下に記載の英数字番号（7桁）のうち、4-6桁目を指します。
例：YHAOWZO

運賃名称	運賃種別コード
大人普通運賃	OWZ
往復割引	RTZ
特便割引1タイプA	F1A
特便割引1タイプB	F1B
特便割引1タイプC	F1C
先得割引タイプA	S28
先得割引タイプB	S45
スーパー先得	S55
ウルトラ先得	S75
JALビジネスきっぷ	BKZ

2　不正の基礎知識と研究費不正の事例
（文部科学省作成　研究者向けコンテンツ資料より抜粋）

3-6. 事例紹介④旅費交通費の重複受給による不正

同じ出張行程において、所属機関及び出張先の複数の研究機関から旅費を受給。

➡　所属機関異動後に事務局が重複請求を発見・通報

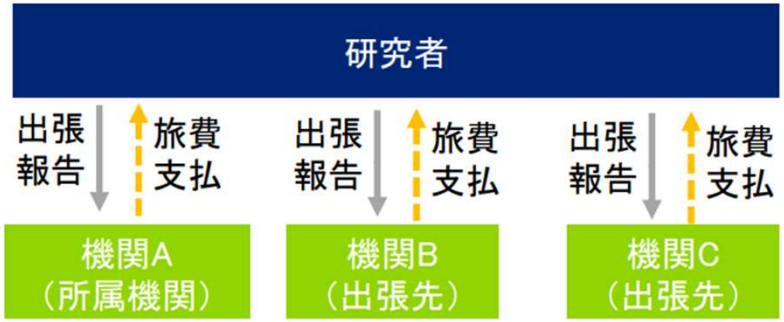

その他、
- 学生を出張させた際に複数の機関から旅費を受給させ、自身へ還流させる
- 実際とは異なる行程の旅費を請求

等の不正を行っていたことが発覚

不正発生の要因分析
- 高い評価を受けるためには研究費を年度内に執行しなければならないとの考え（動機）
- 旅費の支払いに当たり、他の機関から旅費が支給されているかどうかの事実確認までは行われていなかった（機会）
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如（正当化）

対応策
- 出張申請時に先方負担の有無を確認
- 年度内に研究費を執行できなくても、返還や期間の延長が可能であり、今後の採択にも影響しないことを周知
- 内部監査において、宿泊先や打合せ相手先への実態確認、重複受給

2　不正の基礎知識と研究費不正の事例
（文部科学省作成　研究者向けコンテンツ資料より抜粋）

3-7. 事例紹介⑤購入した物品を換金

換金性の高い物品（デジタルカメラ、ビデオカメラ、パソコン、プリンター、HDD）を換金。
➡大学の資産を勝手に売却。

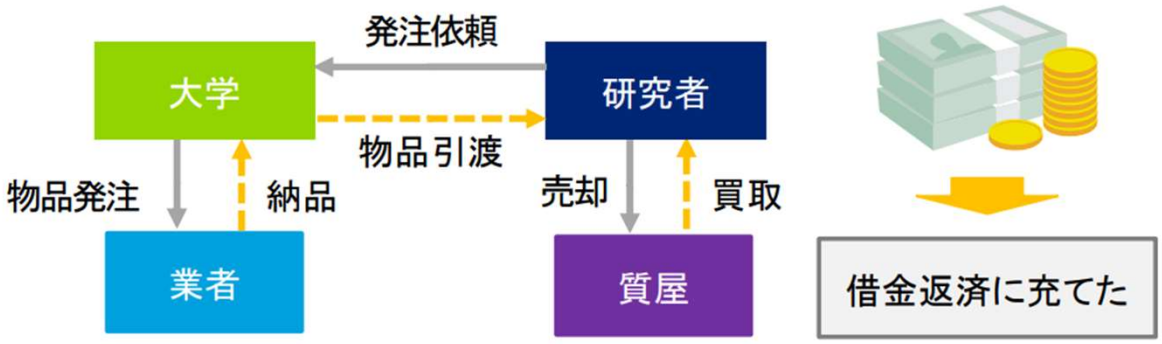

不正発生の要因分析

- 借金返済に困っていた（動機）
- 換金性の高い物品に対するチェック体制の不備（機会）
- 公的資金であるという認識の欠如（正当化）

対応策

- 固定資産だけでなく、換金性の高い物品に対しても定期的に事務方が現物確認を行う
- 事務職員が研究室へ出向くことで牽制（用事は何でもOK）
- 研究室に所属する学生、院生、秘書等との円滑なコミュニケーションによる牽制
- シリアルナンバー記録による牽制（全件行わなくてもよい）

２　不正の基礎知識と研究費不正の事例
（文部科学省作成研究者向けコンテンツ資料より抜粋）

（参考）競争的研究費制度の改善

繰越制度

- 「基金分」については理由を限定せず翌年度使用が可能です。
- 「基金分」以外についても研究者は「繰越を必要とする理由書」のA4版・一枚を作成するのみの簡便な手続で翌年度使用が可能です。
- 未使用額の調整金による翌年度使用です。

繰越事由一覧や記入事例等

日本学術振興会　繰越申請に当たっての留意事項　検索

正当な理由があり、研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はありません！

競争的研究費等の合算使用

- 一定の競争的研究費制度については、原則として複数制度の研究費の合算による共用設備の購入が可能です。
- また、同一の研究者が複数制度の研究費を合算し設備を購入することも可能です。

合算による共有設備の購入可能な制度の一覧等、合算使用の詳細について

文部科学省　研究費の合算使用　検索

２　不正の基礎知識と研究費不正の事例
（文部科学省作成研究者向けコンテンツ資料より抜粋）

4-1. 不正に関する告発等を受け付けた場合の対応と影響

不正は組織全体の信用の失墜へ繋がり、あらゆる面で重大な影響を与えます。

不正発覚時の調査委員会の設置から報告まで

- 30日以内に調査要否を判断し、配分機関に報告する
- 調査が必要と判断された場合の調査委員会の設置と調査の実施
- 必要に応じて研究費一時停止措置
- 210日以内の最終報告書の提出

合理的な理由無く遅延した場合…

- **当該競争的資金にかかる間接経費措置額の削減**
- **当該研究者が関わる競争的資金について、採択又は交付決定の保留、交付停止、機関に対する執行停止の指示等の措置**

不正発覚時の信用失墜について

- 国民の貴重な税金を原資とする研究費の不正使用は、国民の期待を裏切る行為であり、不正が発覚すれば容赦なく社会の非難をうけることになります。
- 近年の高度にスピード化された情報化社会においては、如何に個人の些細な気持ちで実行された不正といえども組織全体の信用失墜へ容易に繋がります。
- 不正による組織全体の信用失墜を回復することは容易ではなく、組織と所属する個人に重大な影響を与えます。

２　不正の基礎知識と研究費不正の事例
（文部科学省作成研究者向けコンテンツ資料より抜粋）

4-2. 文部科学省によるモニタリング等及び不備がある機関に対する措置

ガイドラインでは、文部科学省が機関に対してモニタリングすることとしています。その結果発見された体制整備等の不備に対する改善が見られないと判断された場合には、間接経費措置額の削減や競争的資金の配分停止等の措置が講じられます。

■ 文部科学省によるモニタリング

①履行状況調査（毎年、一定数を抽出）

②機動調査（緊急・臨時の案件に機動的に対応）

③フォローアップ調査（改善状況調査）

④特別調査（不正発覚後の状況把握・指導）

①、②の調査の結果、体制整備等の状況について不備があると判断

■ 管理条件の付与

- 履行期限を1年としフォローアップ調査対象
- 管理条件の履行が認められない場合、当該機関に対する競争的資金における間接経費措置額の段階的な削減（上限15%）→配分の停止と段階的な措置を行う（平成26年度ガイドライン改正）

■ 不正が認定された競争的資金においては交付決定の取り消し及び研究費の一部又は全部の返還を求める

２　不正の基礎知識と研究費不正の事例

（文部科学省作成研究者向けコンテンツ資料より抜粋）

4-3. 機関、配分機関による競争的研究費制度における不正に対する措置

研究者に対する措置としては、機関内での人事処分、刑事告訴・民事訴訟、個人の氏名を含んだ調査結果の公表、配分機関からの研究費の一部または全部の返還、申請及び参加資格の制限があります。

機関による措置

- 機関内部の人事処分として、就業規則等に基づく、懲戒解雇・停職・減給等の懲戒処分、又は訓告・厳重注意等の措置。
- 法律上の措置として、民事または刑事告訴（所属機関の諸規程によります）。
- 合理的な理由の無い限り研究者個人の氏名を含んだ調査結果の公表。

配分機関による措置

- 事案に応じて、機関・研究者に対し交付決定の取り消し及び研究費の一部又は全部の返還。
- 不正を行った研究者及びそれに共謀した研究者等に対し、事案に応じて、競争的研究費等への申請及び参加資格の制限。

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（令和3年12月改正）

- 私的流用を行った者に対する申請及び参加資格制限の厳罰化
  ► １０年
- 私的流用以外の不正使用を行った者に対する申請及び参加資格制限の厳罰化・適正化
  ► １～５年
  （不正使用の行為内容に応じて判断）
- 善管注意義務違反に対する申請及び参加資格制限
  ► 最大２年

3　公的研究費に係る不正事例
（研究機関におけるコンプライアンス教育用）

研究機関における不正使用事案

令和4年度

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の内容	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数（実人数）	最終報告書提出日	最終報告書の概要（調査結果、再発防止策、関係者の処分等）※「研究機関が行った措置」については、進捗状況に応じて更新
202201	福岡教育大学	令和元,2年度	目的外使用	116,840円	1人	令和04年6月29日	福岡教育大学における公的研究費の不正使用について（PDF:198KB）
202202	東海国立大学機構名古屋大学	平成26年度～令和2年度	旅費の架空請求及び過大請求、還流行為	11,312,228円	1人	令和04年9月27日	東海国立大学機構名古屋大学における公的研究費の不正使用について（PDF:161KB）
202203	早稲田大学	平成22年度	架空請求（カラ謝金）、還流行為	102,000円	1人	令和04年8月8日	早稲田大学における公的研究費の不正使用について（PDF:161KB）
202204	法政大学	平成27、29、30年度	目的外使用	218,737円	1人	令和04年9月6日	法政大学における公的研究費の不正使用について（PDF:186KB）
202205	北九州市立大学	平成26年度～平成29年度	目的外使用、不適切な物品管理	304,254円	1人	令和04年11月30日	北九州市立大学における公的研究費の不正使用について（PDF:261KB）

令和3年度

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の内容	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数（実人数）	最終報告書提出日	最終報告書の概要（調査結果、再発防止策、関係者の処分等）※「研究機関が行った措置」については、進捗状況に応じて更新
202101	久留米大学	平成25年度～令和元年度	目的外使用、カラ出張	7,010,459円	3人	令和03年5月25日	久留米大学における公的研究費の不正使用について（PDF:124KB）
202102	大分大学	平成27、29、30年度	旅費の架空請求及び過大請求	241,760円	1人	令和03年7月29日	大分大学における公的研究費の不正使用について（PDF:103KB）
202103	岩手大学	平成25年度～平成30年度、令和2年度	カラ謝金、カラ出張、旅費の水増し請求	1,686,792円	1人	令和03年9月21日	岩手大学における公的研究費の不正使用について（PDF:97KB）
202104	関西医科大学	平成26年度～令和元年度	目的外使用	4,531,675円	4人	令和03年7月12日	関西医科大学における公的研究費の不正使用について（PDF:158KB）
202105	山形大学	令和元年度～令和2年度	目的外使用	19,793,833円	2人	令和03年12月28日	山形大学における公的研究費の不正使用について（PDF:196KB）
202106	神奈川大学	令和2年度	カラ雇用 目的外使用	385,310円	1人	令和03年11月16日	神奈川大学における公的研究費の不正使用について（PDF:175KB）
202107	茨城県立医療大学	令和2年度	目的外使用	1,525,727円	1人 ※不正に関与したのは元事務局職員である。	令和04年3月9日	茨城県立医療大学における公的研究費の不正使用について（PDF:165KB）
202108	滋賀県立大学	平成25年度～令和2年度	カラ雇用	2,861,547円	1人	令和04年3月28日	滋賀県立大学における公的研究費の不正使用について（PDF:190KB）
202109	筑波大学	平成26年度～令和元年度	給与の架空請求及び還流行為,交通費の虚偽請求及び還流行為,物品の私物化	1,431,031円	1人	令和03年5月31日	筑波大学における公的研究費の不正使用について（PDF:247KB）